

# 支那佛教寺院の金融事業

—無盡に就いて—

道端 良秀

## 一緒言

支那佛教經濟史の一齣をなせる無盡藏なる金融機關は、南北朝の頃より寺院内に設けられたるもので、今日の質屋の一種であり、更に又或る時には銀行業の一分を意味して居たかの様にも思はれる。即ち無盡とは擔保付利息付にて、金錢の貸借を行ふものであるがこの徵利の貸借は早く周代より行はれたものである。<sup>(註1)</sup>この質を表す文字は古來より大體質、典、當、押、貼、などを用ひ、唐宋時代には貼、貼貨、貼買。貼典、質當・質舉・質賣・倚質・典賣・典質・典貼・典當・抵當・倚當などの文字が見えてゐる。<sup>(註2)</sup>かく支那に於いては廣く質なるものが行はれたがこれと同義なる寺院の無盡藏なるものは何時頃から行はれたであらうか。無盡なる言葉は佛教經典及び多くの律文に出て来る言葉でこれによつて後世無盡なる文字の下に金融事業が營まれたものであるが、支那に於けるそれは、南北朝時代より行はれ、後に隋の信行禪師の三階教と共に、急速の進歩を遂げたものと思はれる。三

階敎寺院が各々三階敎の敎義に従つて無盡藏を設け、貧民の救濟と同時に、寺產の基礎を築き上げて行つた。これに倣つて他の寺院も亦盛んにこれが設置に力め、以て寺院經濟の一機構となすに至つた。而してこの無盡なる質業は全く寺院獨自のものらしく、寺院以外の一般貴族富豪の質なるものは、他の文字によつて表され、無盡なる文字を使用せざりしものゝ様である。併し一方寺院に於ても、質業が悉く無盡の名稱の下に行はれたものではなく、一般質を表す質・當・典・など種々なる文字を以て表されたものであらう。宋代にはこれは長生庫と呼ばれ、或は質庫、寺庫、解庫、解典庫などゝ呼ばれ、時には庫のみを以てこれを示す事もあつた。質業には質物保藏のため、特に設備完全なる倉庫を必要とした。されば倉庫、庫は屢々質業たる無盡を意味することがあつた。日本に於いても質業を單に倉クラと呼び、後には土倉ドクラ或は無盡錢土倉と呼ばれた。この土倉が質を得て貸出す金を土倉無盡錢と云つた。(註3)邸店、店舗なども、寺院に於ける財産の中に加へられて居るが、この邸は日本の問屋の意味であるからして、これには倉庫の意味も有して居り、従つて質業とも何等かの關係があつた様にも思はれる。何れにせよ、無盡の制度が寺院内に設けられ、庶民階級の唯一の金融機關として迎へらるゝと共に、寺院經濟組織上に、重要な役割を演じて、發展を遂げたことは寺院の本質上誠に當を得た制度と云はねばならぬ。以下この無盡に就いて、論述して見度いと思ふ從來の無盡の研究には、矢吹博士並びに塙本善隆氏の三階敎に關する無盡藏の研究があり、(註4)稻葉君

山博士も亦これに就いて筆を取られて居るが、未だ無盡藏全般に亘る考察がない様に思はれるからして、余はこれ等諸先輩の研究の助力を仰ぎ、支那佛教寺院經濟史の研究の一部として特に唐宋時代を中心とした無盡を述べて見よう。

註<sup>1</sup> 杜祐の通典卷一二、文獻通考卷二一の各市糴考參照。

註<sup>2</sup> 仁井田陞氏「唐宋時代に於ける債權の擔保」史學雜誌四二ノ一〇、五三頁。

註<sup>3</sup> 栗栖赳夫著「日本金融制度發達の研究」塚本善隆氏「信行の三階教團と無盡藏に就いて」宗教研究三卷四號。

註<sup>4</sup> 矢吹慶輝博士「三階教の研究」塚本善隆氏「信行の三階教團と無盡藏に就いて」宗教研究三卷四號。  
註<sup>5</sup> 稲葉君山博士「寺院經濟資料と長生標」東亞經濟研究 十五卷ノ一二合冊。

## 二 無盡藏の語源

無盡或は無盡藏なる言葉の語源に就ては、佛教と密接なる關係を有し、佛教語であるとの見解は、この方面研究者の等しく認むるところで、佛教々典中に多くこれを見出す事が出来る。織田得能氏畢生の大著「佛教大辭典」無盡の項に、「無爲法は生滅の法を離るゝが故に無盡なり。又有爲法の緣起一多相即するが故に無盡なり」と述べ、經典を引用して、「維摩經菩薩行品に『何謂無盡、謂無爲法』註に『肇曰、有爲法有三相、故有盡、無爲法無三相故無盡』、と述べ、更に衆德三昧經の三事無盡、華嚴經疏二二の十無盡、無盡意菩薩經の八十無盡のことにつ及んでゐる。更に無盡藏の項には、「德

廣くして窮なきを無盡となし、無盡の徳を包含するを藏と云ふ。大乘義章十四に、『徳廣無窮、名爲無盡、無盡之徳包含曰藏』、探玄記十九に『出世業用無窮故曰無盡藏』、維摩經佛道品に、『祐利衆生諸有貧窮者、現作無盡藏』、と述べ、無盡藏の語源並びに、語義を説明し、更に華嚴經疏二の一の十無盡藏に説き及んでゐる。又矢吹博士はその快著、「三階教の研究」（五〇八頁）に於いて、「無盡藏の名は元と華嚴經、維摩經、大集經等より出で、上は三寶、下は貧窮に對し、普施して缺くることなきを原義とす」と述べ三階教化度寺の無盡藏はこの經旨に基いて、大乘無盡藏行の理想に出でたものであることを述べてゐる。又三浦博士、南弘道氏等は日本の無盡の語源を僧祇律の無盡財より出でたものであらうと云つてゐられ、宋の道誠も亦その著「釋氏要覽」にこれを説明して（註<sup>1</sup>）

寺院長生錢（無盡錢なり）律云無盡財、蓋子母展轉無盡故（中略）十誦律云　以佛塔物出息、佛聽之、僧祇云　供養佛華多聽轉賣、賣買香油。猶多者轉賣、入佛無盡財中

とて、その出據を律文の無盡財に取つてゐる。律典に於ける無盡財の言葉は無盡物とも言ひ道誠の引用した十誦律卷五六、摩訶僧祇律卷三三を初め、根本說一切有部毘奈耶卷一〇、根本薩婆多部律攝卷六などに見え、それに就いて詳しく述べて居る。今根本說一切有部毘奈耶卷二二を取出して見るに

世尊告曰、若爲僧伽、應求利潤、聽佛語已諸有信心婆羅門居士等、爲佛法僧故、施無盡物、此三

寶物、亦應廻轉求利、所得利物還於三寶、而作供養

とて、檀越の三寶に布施した無盡物は、三寶の爲に出息して利潤を求むることを聽して居る。こゝに於て吾々は無盡の語源に就いて二つの系統を見出すことが出来る。一は、華嚴、涅槃、大集經等の大乘經典に現れたる無盡或は無盡藏なる言葉であり、一は有部、大衆部系の多くの律典に現れる無盡財、無盡物の文字である。然らば支那寺院に設けられたる無盡藏の制度は何れの系統に屬するか、それには先づ無盡の起源及びその目的を考察せねばならぬ。

註1 三浦博士「法制史の研究」所載「鎌倉時代の質屋に關する規定」並びに「賴母子の起源と其の譜原」、粟津博士、南弘道氏の説は南弘道著「無盡金融の社會的基礎」一章三節參照。尙南氏は松尾筆記、倭訓集などを引いて居られる。

### 三 無盡の超源及びその目的

寺產の利用法として、質物を入れて、利息付きにて貸出し、利子を得て寺院經營の一助となしたることは、已に遠く印度の佛教々團に行はれて居たもので、有部律などの律典によつてその消息を覗ふことが出来る。これは無盡財、無盡物などゝ呼ばれて居るが、この方面の研究に就いては、友松圓諦氏著「佛教經濟思想研究」<sup>(註1)</sup>によつて、それが狀態を明かにされ得たが、更に出づるにあらう同氏の「無盡財に就いて」の論文に於いて、より詳細に覗ふことが出来るであらう。かくの如く無盡の制度が律文に規定され、釋尊によつて、許容され、以て教會財政の一部を分擔することとなつたが

併しこの律文に規定されたことを以て、無盡が已に釋尊當時の教團に設けられてあつたと言ふことは勿論出來ない。先づその律典が如何なる部派に屬して居るかその律典の成立年代は何時か、如何なる教會事情の下に成立せるものなるかを研究してからねばならぬ。多くの律典が、悉く自派獨自の立場より成立したもので、「佛陀時代とは殆んど關係もないある後世の一時代に於ける、ある學派の教會に於ける經濟事情を物語るものである」として、この部派の分裂年代を先づ考へ、その部派律典の成立年代を決定するに非れば、この無盡の起源を云々することは出来ぬ。併しこの問題たるや、頗る困難なることで、それが年代を確定すると言ふが如きは、蓋し至難の事であらう。凡そ推定を加るならば、佛滅二百年頃即ち阿育王時代には已に部派の存在が認められ得るからして、この時代即ち佛滅三世紀頃以後の事で、それ以前に無盡の起源を遡らせることは出來ない。而して友松氏の研究によれば、各部派によつて無盡財を許容すると否定するとの二類に分けられた。これは各部派の教會財政の如何によつて差異を生じたもので、化地部、法藏部の如き南方地方の經濟豊富なる部派はこれを否定し、有部大衆部系の如き北方地方の部派はこれを許容して、以てこれを利用してゐる。この無盡物には、佛無盡物と、僧無盡物とに分れて居るが、これは多くの檀越によつて布施されたる財物を以て無盡財となすもので、この財を更に質物を取り、利を付して民間に貸與し、その利潤によつて、堂宇の修繕その他一切の費用に充てたのであつた。<sup>(註3)</sup>

而してそれが單に許容せると言ふのみならず、有部毘奈耶卷二二の如きは「若爲僧伽、應求利潤」とて、積極的に無盡の社會的進出に努力した跡が見える。

次に經典に現れて来る無盡であるが、これは前節に於いて述べたるが如く、華嚴經を初めとして多くの經典論釋中に出づる文字であるが、律典のそれの如く出息して利潤を求むるが如き、經濟上の見地に立てる無盡はこの中何れにも發見するを得ない。華嚴經に説ける無盡藏法無盡藏行の思想は全く佛道修行の菩薩道である。三階教の無盡藏法釋には華嚴經維摩經を引用し、敬田、悲田を擧げこれを解して、

此有兩義、一以無盡藏物 施貪下衆生 由數得施故、勸發善心 卽易可得、二教貧窮人以少財物同他菩薩無盡藏施、令其漸發菩提之心。  
と言ひ、或は又

今因無盡藏施、無始宿債一時頓停、不畏債主、更爲障道業障報障一時頓滅、父母兄弟、六親眷屬頓出三塗、豈非大益。

とて、佛道修行と追善供養のためと述べて居る。かく無盡藏なる言葉は、律典の無盡物、無盡財などゝは少しくその差異を認め得るが、三階教化度寺の無盡藏院の制度はこの經典によつて、設けられたるものであらう。然らばこの大乘經典の趣旨による無盡が、律典のそれと共に印度教團に行は

れて居たかどうか、今これを俄かに斷定することは出來ないが、鄙見の及ぶところでは、印度にてはこれが趣旨の無盡は興つて居ない様に思はる。大乘佛教が勃興し、その經典の成立を見たのは、佛滅より遙か後世のことであり、それが流行は主として北方印度であり、中央及び南方には餘り隆盛を見なかつたのと、最う一つは、この經典中の無盡藏なる言葉は教義上の問題であつて、律文に於ける無盡財の如く經濟上の問題ではない。又前者は後者の如く、當時已に行はれて居たであらう事實を述べたものではないからして、これが實行に迄至るにはこれが教義の理解と信仰とがなければならぬ。故に相當の年月を経なければならぬ。かく考ふれば印度上代の無盡財は經典のそれには何等の關係もない様に思はれる。尙友松氏の筆法を借りて之れを云へば、印度に於ける教會經濟制度の確立は各々自派の律典を作成したのであるが、少くとも無盡財に關しては經典に迄これを及ぼさなかつたのであらう。併し更に臆測を加へて、華嚴經等の無盡藏思想も亦教會經濟の範疇に入るべきものと云ひ得るかも知れぬが、これは餘りにも唯物的觀念に捉れたる議論と言はねばならぬ。

かくして印度の佛教々會の經濟は、無盡財を以て、それが一機構となして居たが、佛教が支那に流傳さるゝ中間の西域佛教の經濟はどうであつたか。西域支那に來れる北方佛教は殆んど有部、大衆部系に屬して居たことより考へて、無盡財を許し、積極的に、これを奨めたかの如き、これら部派の系統とすればこゝにも亦必然的に無盡の制度が設けられた事と推測される。例證として、適當

なる史料を缺くことを甚だ殘念であるが、義淨の南海寄歸内法傳卷四(註5) 高僧傳卷三曇摩密多傳等に

よれば、印度の寺院と同じく、寺田園林などの寺産を有して居たことからして、無盡財の制度も亦寺産の一部として設けられて居なかつたか。スタイン發見の西域の文書に、時代は後代ではあるが大曆年中(七六六—七七九)西域寺院に金錢の貸借が行はれて居た(註6)ことが見えるからして、これが無盡設置の説が有力となつて来る。次には支那に於ける無盡の制度であるが、これが起原に就いてはその系統を印度教團に於ける無盡財なりと言ふ様に解されてゐるが、併しこれは少しく考ふべき問題である。西域寺院の無盡設置の推論として、西域佛教が印度に於て無盡財を許す有部、大衆部の系統なる故を以てしたが、併しそこには地理的による寺院の經濟状態、民族の差異、思想の變化などによつて、悉てを同一軌道下に置くことは許されない。されば印度の教團に於ける制度がそのまま支那に於ても行はれ得ると考ふることは出來ない。こゝに於て余は支那の無盡、少くとも隋唐頃の無盡藏なる制度は律典に於ける無盡財の制度ではなく、假令それが無盡財と同様な制度となつたにしろその系統は、佛教の福田思想の發露であり、佛教々理の實踐的修行、菩薩大行の顯現であつて、華嚴經等に出でたる無盡藏を受け繼いだものであると言ひ度い。三階教化度寺の無盡藏院は明かにこれによつて設けられたる事は前出の三階教經典の無盡藏法釋によつても知ることが出来る。かくし

て無盡藏設置の目的は全く無盡藏行の社會的救濟事業であつた。大平廣記四九三の化度寺無盡藏の記述にはそれが目的を三となしてゐる。云く

一分供養天下伽藍僧修之備、一分以施天下饑餓悲田之苦、一分以充供養無碍

と、即ち天下伽藍の修理と、貧民救濟と無碍の供養とがその目的であつた。更に兩京新記によればその貸與の方法も甚だ簡にして、何ら證文も作成せず、期限が來れば返却すると云ふ風で、全く債務者の便を計つた慈善事業であつたが故に、彼等庶民階級は便利なる金融機關として如何に歓迎したことであるか。兩京新記に、

亦不作文約、但往至期還送而已、燕（縣、四川省敍州府境）、涼（州甘肅省涼州府武威縣）蜀（州四川省成都府）趙（州、直隸省趙州）、咸來取給、每日所出、亦不勝數、

と言ふを見れば、その盛なる有様を想像することが出来る。更に又梁の武帝が設置したであらうと思はるゝ十箇處の無盡藏<sup>（註8）</sup>は、明かに佛教の福田思想より出でたる、社會救濟の事業であつて、十無盡藏を造ると言ふが如きは華嚴經卷二二の十無盡の思想より來ることは論を俟たぬことであらうかく支那寺院に於ける無盡藏設置の目的は救濟的事業に外ならなかつた。尙日本に於いても無盡、賴母子などの制度はその初期に於いては、救濟の目的で、時には無利息ですらあつた。又歐洲の中世寺院に於いても、無盡と同様なる質屋が設けられて居たが、これは勿論無利息にして救濟の目的

(註<sup>10</sup>) であつた。菊地休松氏が「無盡と大乘佛教との關係」(無盡論文集の内)を論じて布施、持戒、忍辱、精進、禪定、智慧、の六度の行の内、前三は利他的社會奉仕であり、後三は自己の人格修養である。この六度は菩薩の道德的箇條で、自利的修養によつて人格を向上し次いで利他的社會奉仕の使命を完ふするものである。かくの如き菩提心を實地に修行し訓練せしむるために設けられたるもののが所謂無盡と稱するものゝ滥觴であると言ふ様に述べられてゐることは、律典のそれに非ずして、華嚴經典の思想をよく出せるもので、誠に當を得た説明と言はねばならぬ。

然るに原始教團に於ける無盡財はどうであつたか。十誦律五六によれば

塔物無盡者、毘耶離佑客、用塔物翻轉、得利供養塔、是人求利故、欲到遠處、持此物與比丘言、長老是塔物、汝當出息令利供養塔、比丘言、佛未聽我等出塔物、得利供養塔、以是事白佛、佛言聽僧坊淨人若優婆塞、出息塔物得利供養塔、是名塔物無盡、塔法者所應供養塔、若白色赤色青色黃色諸色等、聽供養塔及諸嚴飾具、是名供養塔法。

とて、無盡財の制度は塔を供養するためのみ許されて居る。又前出の根本說一切有部毘奈耶卷二二、出納求利學處十九には、當時比丘が種々と出息し、交易して利を得るを禁止してゐるが、その施主の布施にかかる無盡物の出息問題に對しては、佛堂の修理、塔の供養等のために、出息利潤すべきことを許してゐる。或は又根本薩婆多部律攝卷六出息求利學處に

若爲三寶出納、或施主作無盡藏、設有馳求並成非狀、然此等物出利之時、應一倍納質求好保證、明作契書年終之日、應告上座及授事人、皆使同知、或復告信心鄒波索迦。

とある如く、その目的は全く三寶供養の用に供する爲めであり、そこには些の社會的救濟の意義を發見することが出來ない。のみならず救濟的な目的を以て設けられたる化度寺の無盡藏であるから貸與の方法も便利で「亦不作文約、但往至期還送而已」であつたが、その目的の異なる印度教團のそれは、頗る嚴重を極めたものであつた。前出の薩婆多部律攝の文によつても知り得るが、尙詳しくこれを知らんに、根本說一切有部毘奈耶卷二二出納求利學處に

諸尊告曰、不應共彼而作出息、復共富貴者而爲出息、索物之時、恃官勢故、不肯相還、佛言不應共此而作交易、復共貧人而爲出息、索時無物、佛言、若與物時、應可分明、兩倍納質、書其券契、並立保證、記其年月、安上座名及授事人字、假令信心鄒波索迦受五學處、亦應兩倍而納其質。

と述べてゐる。即ち富貴に貸出せば、官勢を持んで返還せず、貧人に貸出せば何時迄も返却することが出來ないが故に、これらと出息する事を禁じ、尙出息する場合は嚴重なる方法を講じた。即ち如何に信心の人なりとも、五戒を保つ人なりとも、先づ質物を入れ、證文を書き、返還の年月を明にし、上座、授事人の名を入れて保證とせねばならなかつた。支那の無盡藏と比較してその逕庭の甚しきに驚くのである。支那及び日本のそれが設置の趣意は救濟の慈善的事業であるに反して、印

度のそれは全く經濟上の見地に立てる自利的のものである。利他的の意味はない。飽く迄三寶の供養に終始して居た、若しそれによつて社會に貢献する所があつたとしても、それは第二次的であり、從屬的副產物に過ぎない。無盡財は飽く迄社會經濟の一機構であつた。これに反して前者即ち支那のそれは假令それが寺院經濟の重要な役割を演じたとは言へその趣意に於てはそれは第二次的なものであり、從屬的副產物に過ぎない。無盡藏は飽く迄、佛道修行の爲であり、佛教の福田思想により、大慈悲行の發露に外ならなかつた。されば支那に於ける初期の無盡藏はこの律典の無盡財の系統ではなく華嚴經などの佛教經典の思想より来るものであらうと思ふ。併しこれは又かく言ひ得られるかも知れぬ。即ち未だ大乘佛教の發展せざる原始教團に於いては無盡財も亦利他的行を伴はざる、自利的のみであつたが、大乘教の興るに及び無盡財も亦大乘教の精神を入れて、こゝに自利々他の行となつたもので、華嚴等の大乘經典に於ける無盡藏の思想は、その起源を律典の無盡財に置くものである。されば梁の武帝の十無盡藏或は化度寺の無盡藏の如きも直接は福田思想による大慈悲行によると雖も、矢張そこには律典の無盡財の系統があり、その影響を蒙つて居る。況んや已に律典も翻譯されて居た事であるからして、これに影響さるゝ事があつたであらうと。かく考察する事が最も妥當であるかも知れぬ。宋に於ける長生庫の如きは、却つて無盡財、そのまゝの制度を受け継いで居る様にも思はれる。

かく支那に於ける無盡の制度は一の救濟事業と同時に寺産の一部を構成して居たのであつたが、遂にはその目的趣意は忘却されて只、蓄財にのみ奔つて債務者を苦しむる高利貸的に墮したことは誠に悲しむべきことであつた。併し一方貧民階級に取つては急場を救ふ金融機關として、なくてはならぬものであつた。

註<sup>1</sup> 友松圓諦氏著「佛教經濟思想研究」二一九頁

註<sup>2</sup> 同上二一頁

註<sup>3</sup> 十誦律五六、根本說一切有部毘奈耶卷二二、出息求利學處十九、同じく有部苾芻尼毘奈耶卷一〇ノ十一、根本薩婆多部律攝卷六、出息求利學處十九等參照。

註<sup>4</sup> 矢吹博士「三階教の研究」別篇所載 スタイン文書、大英博物館藏

註<sup>5</sup> 三十七條受用僧物 又西國諸寺、別置供服之莊。

註<sup>6</sup> 遂度流沙、進到燉煌、於閔曠三地、建立精舍、植株千株、開園百畝(略)

註<sup>7</sup> Stein; Ancient Khotan p. 527

註<sup>8</sup> 常盤博士、「佛教の福田思想」丁酉倫理會倫理講演集三二三號

註<sup>9</sup> 栗柄越夫著「日本金融制度發達の研究」三浦博士「賴母子の起源とその語源」經濟論叢第七卷五號

註<sup>10</sup> 山口正太郎著「中世寺院と經濟思想」の七章「中世寺院と銀行業」打村鑑三著「中世教會法的徵利論考」參照

#### 四 隋唐以前に於ける無盡

支那に於ける無盡の制度と云へば、直ちに三階教化度寺の無盡藏を想起するが、然らばこれが流

行の唐以前にはその發生を見なかつたのであらうか。無盡の制度は寺產の餘裕ある場合に於いて設けらるゝものであるからして、先づ寺院經濟の確立から見て行かねばならぬ。寺院經濟の成立は又佛教々團の成立に俟たねばならぬ。伽藍を中心とする一つの僧團或は教團はそこに必然的に經濟問題が生ずる。こゝに始めて佛教寺院經濟の研究對象となり得るのであるが、支那に於ける佛教々團の成立は東晉の始め頃からと考へるからして、この頃から寺院經濟の問題が生じ、從つて又無盡の起り得る可能性がある。併しこれは寺產の確立し、餘裕の生ずる場合の事業であるからして、寺田などの如く、教團成立の初期に於いて、これを求むることは至難であらう。これが形式の設けられたのは恐らく東晉末から南北朝初期頃とし度い。それが文獻を求むるならば即ち彼の魏書釋老志に於ける、北魏曇曜の僧祇粟である。魏書卷一一四釋老志に云く

曇曜奏、平齊戶及諸民、有能歲輸穀六十斛入僧曹者、卽爲僧祇戶、粟爲僧祇粟、至於儉歲、賑給飢民、又請民犯重罪、及官奴以爲佛圖戶、以供諸寺掃洒、歲兼營田輸粟、高宗並許之、於是僧祇戶粟及寺戶、偏於州鎮矣。

と。一ヶ年に穀六十斛を僧曹に納むる者を僧祇戶となし、その粟を僧祇粟と名付け、荒年にこれを飢民に賑給したものであつた。これは彼の漢代以後、救濟事業として設けられたる常平倉の性質を有するもので、これが特に寺院内に設けられ、僧徒の手によつて取扱はれることとなつたと見ても

よいであらう。これは明かに日本に於ける上代の出舉の制度であつて、これがやがて起るべき寺院の無盡、質庫の制度の母體をなすものと言つてよいであらう。而してこれが如何に一般に歓迎されたかは、州鎮に遍かつたと言ふを見ても知ることが出来る。併しこの制度はどこまでも、その目的は貧民救濟であつたことは、同書の世宗永平四年(五一二)の詔に

僧祇之粟、本期濟施、儉年出貸、豐則收入 山林僧尼 隨以給施 民有窘敝 亦卽賑之

と言ひ、同年に上る高肇なるものゝ奏に

謹案故沙門統曇曜、昔於承明元年奏、涼州軍戶趙苟子等二百家、爲僧祇戶、立課積粟擬濟饑年、  
不限道俗、皆以拯施

とあることによつて明かである、かく僧祇粟の制度は、社會救濟事業として、その實を擧ぐると共に、一方その利によつて相當の財を得たことは、假令それが尙論すべきことなれども、大村西涯氏は、雪崗の大石佛開鑿の貲はこの僧祇粟によるとき述べて居る。何れにせよこの僧祇戶僧祇粟などの制度は、寺院として最も當を得た事業であつたが、歲月を経るに従つて、本來の趣意を沒却して、遂に利にのみ走ることとなり、大なる弊害を醸すに至つた。前出の永平四年世宗の詔によれば

僧祇粟を司る僧徒は、只徒に利に奔り、水旱飢饉などに對しても、何ら農民などの苦難を顧みず、高利を誅求してこれを苦しめ、或は甚しきは貸借證書を改竄するが如き不正行爲すら行ひて、その

<sup>註1</sup>

貧婪なる有様、飢えたる豺狼に等しく、その兇暴は細民をして塗炭の苦限に陥れた。それがため吁嗟の怨は行道に満ち子を棄て生を傷け、自縊溺死する者五十餘人に及んだと言ふに至つてはその弊害も亦甚だしいと言はねばならぬ。(註2)されば世宗もこれが弊害の擴大を恐れて、嚴重なる取締令を發するに至つた。即ち前出の永平四年の詔に

自今已後、不得傳委維那都尉。可令刺史共加監括。尙書檢諸有僧祇穀之處、州別列其元數、出入贏息、賑給多少、并貸償歲月見在未收、上臺錄記、若收利過本、及翻改初券、依律免之。勿復徵責、或有私債、轉施償僧卽以丐民、不聽收檢。後有出貸、先盡貧窮、徵債之科、一準舊格、富有之家不聽輒貸、脫仍冒濫、依法治罪。

と。かくして僧祇粟は官吏の管理の下に行はれ、高利の徵收、證書の改竄などの不正行爲を嚴重に取締り、飽く迄その設置本來の目的たる貧民救濟たるんことに努力したのであつたが、この取締令が果してどこ迄徹底したか頗る疑問と言はざるを得ない。懸河の勢を以て勃興し來れる北魏の佛教は、彼の武帝の廢佛事件も、徒らにそれが膨脹への刺戟に過ぎなかつた。僧尼二百萬、寺三萬有餘と稱せられたるこの時に當つて單なる一度や二度の取締令も何らその效果はなかつたであらうと思はれる。この後も如何に多くの不正行爲が行はれ、如何に貪婪豺狼の如き偽濫の僧に、私腹を肥やしめた事であらう。私かに僧尼が個人的に出貸して利を貪つてゐたことは前出魏書釋老志に

永平二年(五〇九)……又比來僧尼、或因三寶出貸私財とあることによつて明らかである。かく高利貸的な行爲はあつたとしても、貧民階級に取つては、急場を凌ぐ金融機關として、最も便利であつたからして、永く續いたことゝ思はれるが、遺憾ながら餘り多くの例證を見ない。續高僧傳卷十六僧稠傳に

(北齊文宣王) 勅送錢絹被褥……令於寺中 置庫貯之、以供常費

と言へる庫は質庫を意味して居るのではあるまい。次に眼を南朝に轉じて見れば、支那佛教史上に於いて佛教外護者の第一に舉ぐべき梁の武帝の存在である。武帝は單なる外護者に非ずして、深くこれに歸依信仰し、經典の講述を初め、これが註解に多くの著述を殘し深く佛教の教に從ひ、これを實行した人である。今出三藏記集卷一二を見るに法苑雜緣原始集目錄の内に

皇帝(梁武帝) 造十無盡藏記第四

なる目錄を發見する。こゝに始めて無盡藏なる文字を發見するが、この無盡藏は如何なるものであつたか、目錄だけで他に何等の記載もなく、又他の文献にも未だこれを發見し得ないから、これに就いての深き考察を進むことは出來ないが、目錄の如く武帝が十箇の無盡藏を設置したものであることは常盤博士の言の如くである。(註4)これは佛教の福田思想即ち華嚴經卷二二の十無盡の思想より来る武帝の社會救濟事業に外ならぬ。この無盡藏の消長がどうであつたか、それによつて來る三階

教の無盡藏との關係など、甚だ興味深い、知り得たい事柄ではあるが、單にこれだけの史料では如何ともすることが出來ない。只南北朝時代に於いて已に無盡藏と名付けらるゝ金融機關が寺院に設けられ、佛教が盛んになり福田思想が深く浸潤すると共に益々流行して行つた様に思はれる、南史卷七十甄法崇傳に

法崇孫彬……嘗以一束苧、就州長沙寺庫、質錢、後贖苧還、於苧束中、得五兩金、以手巾裹之、彬得送還寺庫。

と、甄彬は梁の武帝に用ひられた人であるが嘗て長沙寺の庫より一束の苧を抵當に入れて、金を借りたことを述べたものであるが、これによつて益々寺院に於ける質業を確め得る事が出来る、更に長沙寺と言へば、東晉の始め、長沙大守騰舍なるもの、江陵の宅を以て寺となしたるもので、今のが湖北省荊州府江陵縣にあるもので、當時の都建康(今の南京)よりは遙か遠い地方である。かく寺院に於ける質或は無盡は各地方に迄分布されて居たやうである。

註<sup>1</sup> 支那美術史彙編一七六頁

註<sup>2</sup> 魏書一一四釋老志云

而都維那僧逞僧頻等、進達成旨、退乖內法、肆意任情、奏求逼召、致使吁嗟之怨盈於行道、棄子傷生、自縊溺死五十餘人(下略)

註<sup>3</sup> 同上釋老志

正光已後、略而計之、僧尼太眾二百萬矣。其寺三萬有餘と云ひ、佛祖統記三八に興和四年(五四二)時魏境有寺三萬所、僧尼三百萬人、

註<sup>4</sup> 常盤大定博士「佛教の福田思想」丁酉倫理會倫理講演集第三二三號參照

## 五 三階教寺院と無盡

三階教に就いては矢吹博士の快著「三階教の研究」があり、三階教と無盡に關しては又塚本善隆氏等の研究がある。隋の世三百有餘人の僧團を率いて、一代佛教を時、處、人に就いて三階段に分ち末法混濁の邪見破戒誇法闡提の人々は普眞普正の佛法に非ずんば救はるゝを得ずとの一大理想の下に、決然として三階佛教を興したる、信行禪師こそ實に從來の佛教界に波紋の一石を投じたものと言ふべきである。彼が根本聖典たる三階佛法一部四卷は正しく、第三階佛法に於ける普法の教理と普行の實修とを明らかにせるものである。

スタイン文書中の無盡藏法略說には佛、法、僧、衆生、に對して、供養、離惡修善、飲食、食器、衣服、房舍、床坐、燃燈燭、鐘鈴、香、柴炭、洗浴の十六種の常樂我淨無盡藏行を、普く一切の爲に、又遍く一切衆生と共に修せんと言ひ、又無盡藏法釋にはこの無盡藏行特に無盡藏施によりて、一切衆生の無始以來宿積せる罪業を頓滅せしむることが出来ると述べて居る。この無盡藏行の理想によつて出來たのが化度寺に於ける無盡藏院であつた。化度寺の無盡藏に關しては、大平廣

記四九三兩京新記卷三、全唐文廿八、長安志一〇、圖書集成九九七卷所引の靈異小錄、金石萃編七  
一の淨域寺法藏禪師塔銘等に見えるが、今大平廣記四九三によれば

武德中有沙門信義、習禪以三階爲業。于化度寺置無盡藏。貞觀之後捨施錢帛金玉、積集不可勝計。  
常使此僧監當分爲三分、一分供養天下伽藍增修之備、一分以施天下饑餓悲田之苦、一分以充供養  
無碍。士女禮懺閱咽捨施、爭次不得更有述、車載錢絹捨而棄去不知姓名。

とある。唐初武德中（六一八—六二六）信義なるもの化度寺に無盡藏を設置したが貞觀（註6）（六二七—六  
四九）の後錢帛金玉施入し積集し計ることが出來なかつた。當時士女先を争ふて錢絹を施捨しその  
姓名すら知らさず去る者が多かつた。その盛なる有様を想像することが出来る。而してこれが使用  
法を三分して、伽藍増修と饑餓悲田の施と、無碍の供養とであつた。これが如何に活用されたか、  
如何に金融機關として歓迎されたか、兩京新記によれば

燕涼蜀趙咸來取給、毎日所出亦不勝數、或有舉便、亦不作文約、但往至期還送而已。

とて遠く燕（燕縣、四川省敍州府境）、涼（涼州、甘肅省涼州府武威縣）、蜀（蜀州、四川省成都府）  
趙（趙州直隸省趙州）よりも金錢の貸借が行はれた。その契約も頗る簡にして便利で何ら證文の様  
もなく期限が来れば返却すると云ふ有様であつた。されば一般庶民階級に於ける化度寺無盡藏の存  
在は如何に彼等を喜ばせたことであらうか。かく盛觀をなせしめた東都洛陽にもこれを設け度き

考なるにや、則天武后は母楊氏の宅を捨てて大福先寺を建て（六七五）化度寺無盡藏をこれに移し、如意元年（六九二）法藏禪師をして監理せしめた。併し乍ら豫期の如く施物集らず。甚だ不成績なりしため、再び化度寺に復歸せしめ、法藏をしてこれを検校せしめた事もあつた。<sup>(註7)</sup> この化度寺無盡藏は玄宗朝に於ても頗る盛なりしことは全唐文卷二十八の玄宗の「禁士女施錢佛寺詔」に

化度寺及福先寺三階僧創無盡藏、毎年正月四日天下士女施錢名爲護法。稱濟貧弱

とて信行の忌日正月四日には特に護法のため救貧のため多くの士女が施錢をなしたことが見える。

然るにかく隆盛を極めたる無盡が如何なる理由にや玄宗は遂にこれを禁止するに至つた。前掲の文に續いて

多肆奸欺、事非真正、即宜禁斷、其藏錢付御史臺京兆河南府、勾會知數。明爲之簿、待後處分。  
とて無盡藏が多くの奸欺あるを理由としてこれを禁斷して居るが、更に全唐文卷二十八に出づる玄宗の「分散化度寺無盡財物詔」に

化度寺無盡藏財物田宅六畜、並宜散施京城觀寺。先用修理破壞尊像堂殿橋梁。有餘入常住、不得分與私房。從貪觀寺給。云々

とて無盡財物たる田宅六畜など悉く諸觀寺に分散せしめて堂宇佛像或は橋梁などの修理に費し、猶餘剩はこれを常住財産の中に入れ、私有となすべからずと云ふに至つた。この事件は簡ながらも兩

京新記にも出され、その年を開元元年（七一三）の事として居る。さて然らば玄宗が何故無盡藏禁止の詔を下すに至つたか、思ふに前掲の全唐文に云ふが如く奸歎を肆にし種々と不正行爲が行はれたが爲であらうが、その一例として斐玄智の盜難事件を擧ぐることが出来る。兩京新記、太平廣記並びに靈異小錄によれば貞觀中斐玄智なる者永年のこの化度寺無盡藏の監督をなして居たが、密かに黃金悉く盜みて逃亡せることが發見されたことを述べて居るがこの様なことも亦あつたであらう。それよりも奸歎と云ふ言葉の中に前述僧紙粟(註9)の場合の如き種々なる不正行爲が行はれて社會を亂したであらうことが想像され得る。かくして無盡は禁止の憂目を見たのであつたが併しこゝに注意すべきことは前掲の「分散化度寺無盡財物詔」中に化度寺無盡財を分散して諸寺に入れ種々の修理に充て、その餘分はこれを常住に入るとあることである。常住とは現前僧物に對する常住物である。不可分のものである。この常住の中には無盡の意が包含されては居ないであらふか。金錢を常住に入るべき場合には行はれなかつたであらうか、假令無盡とその名稱を附せずとも何等かの方法に於て各諸寺に無盡同様なこと、或は無盡設置をなしては居なかつたであらうか。この意味に於いて常住物は一の無盡の仕事をなす可能性を有せるものと言つてよいであらう。この論定が正しいとすれば化度寺の無盡を分散して各諸寺の常住に入れると言ふことは單に無盡を化度寺より他の諸寺に移したことで無盡藏そのものゝ禁止ではない。而してその分散した原因が奸歎を肆にするとのみあれど

化度寺の無盡のみが不正をなしたと考ふべきではなく、その不正は何れの諸寺も亦同様であつたことゝ思はれるからこの化度寺無盡の分散は他に何か原因が存在せねばならぬ。然り、化度寺無盡の禁止は單なる不正行爲のみではなかつた。玄宗の無盡禁止令は或る重大事件を解決する單なる序曲に過ぎなかつた。帝の目的は無盡禁止に非ずして、三階教そのものを禁止するにあつた。それが準備行動として先づ三階教團の基礎をなせる無盡等の財源を斷つたに至つたものである。開元釋教錄十八に

開元十三年乙丑歲六月三日 勅諸寺三階院並令除去隔障、使與大院相通、衆僧錯居不得別住。所  
行集錄悉禁斷除毀。若綱維縱其行化、誘人而不糺者勒還俗。

とて開元十三年(七二五)勅して從來三階教徒の諸寺に三階院を建てゝ別住せるを除去し、衆僧の別住を許さず同居せしめ、更に三階教籍は悉く破却し綱維をして糺斷せしめ、從はざるものは還俗せしむるに至つた。併し三階教禁斷は玄宗によつて初めて行はれたものではなかつた。信行の開宗幾何もなくして開皇二十年に隋文帝によつて布教を禁せられて居り(註10)、唐の則天武后は證聖元年(六九五)と聖曆二年(六九九)の二回に亘つてこれに彈壓を加へて居る。されどこれが壓迫に何ら屈する事なく愈々盛んとなつて居た様であつた。玄宗は先づそれが隆盛の根元たる無盡藏の財源を除き、後遂にそれを完全に壊滅せしめんとした。けれども豫期の如くその目的を達する能はずその餘勢は尙永

く續いたものの様である。かくして三階教は禁斷され從つて隆盛を極めた無盡藏も廢毀されたが、一般庶民階級の金融機關として歓迎されたる無盡は以後三階教徒の手を離れても盛んに設置され利用されたのであつた。

註<sup>1</sup> 捷本善隆氏「信行の三階教團と無盡藏に就いて」宗教研究三卷四號

註<sup>2</sup> 矢吹博士著「三階教の研究」別篇所載による。

註<sup>3</sup> 同上別篇所載、大英博物館藏

註<sup>4</sup> 同上所載による。

註<sup>5</sup> 無盡藏法釋に云く「若不因作無盡藏、陪無始已來百生千生、百劫千劫天上爾許債負、何由可了。行者今因無盡藏施、無始宿債一時頓停、不畏債主、更爲障道業障報障一時頓滅、父母兄弟六親眷屬頓出三塗、豈非大益。」

註<sup>6</sup> 兩京新記には教祖信行の所立となつて居るが、大平廣記の信義とする方がよからうか、化度寺は元真寂寺と稱し、後會昌の法難後は崇福寺と改められた。

註<sup>7</sup> 兩京新記に、「武太后移此藏於東都福先寺。天下物國不復集、乃還移舊所。」金石粹編卷七一淨域寺法藏禪寺塔銘に、「如意元年、大聖天后、聞禪師解行精最、奉制、請於東都大福先寺、檢校無盡藏、長安年又奉制、請檢校化度寺無盡藏。」(下略)

註<sup>8</sup> 今大平廣記卷四九三によれば

貞觀中有裴玄智、戒行精勤、入寺灑掃、積十數年、寺內徒衆、以其無玷缺、使守此藏、後密盜黃金、前後所取略不知數、寺衆莫之覺也。因僧使去、遂便不還、驚疑所以觀其寢處。題詩云、放羊狼領下置骨狗前頭、自非阿羅漢、安能免得偷。更不知所之。

註<sup>9</sup> 四ノ隋唐以前に於ける無盡參照

註<sup>10</sup> 歷代三寶記卷一二云く、「開皇二十年勅斷不聽流行、想同峻勦」

註<sup>11</sup> 大周刊定叢經目錄一五に

支那佛教寺院の金融事業

「奉證聖之年思勅、令定僞經及雜符錄等、遣送祠部進內、前件教門既違背佛意、別構異端、即是僞雜符錄之限、  
「又准聖曆二年勅、其有學三階者、唯得乞食、長齋、絕穀、持戒、坐禪、此輒行皆是違法、幸承明勅、使革往非、不敢妄編在  
於目錄并從刊削、以示將來。」

## 六 一般寺院と無盡

唐代に於ける寺院は全く貴族富豪にして廣大なる莊田を領有し、多勢の奴婢莊戶を使役し更に圓林、礮磑、邸店、車坊などを有してその豪壯を誇つたが、その財を利用して蓄財する質庫なども設けられた。寺院に於ける質庫は三階敎と最も密接なる關係あることは前節に述べたが、化度寺無盡の盛觀に刺戟されてか、唐代以後の寺院に於いてはこは一種の營利事業となつて盛んに行はれた様である。宋高僧傳卷二〇圓觀傳に、大歷末に李贊なるものの、別墅が洛陽慧林寺の有となりしことを述べ

以爲公用無盡財也

と言ひ、同書卷一五靈隱山道標傳に

置田畝、歲收萬斛、置無盡財、與衆共之

と云ひ、歲收萬斛もある田地の收益を以て無盡となしてゐる。同書卷五禮宗傳にも太平寺に無盡ありし事を述べて居るが、(註1)この無盡は無盡なる名稱以外に種々なる名の下に貸借が行はれて居た。山右

石刻叢編卷九福田寺常儀の碑文に「造立鋪並收質錢舍屋。」と言ひ、文苑英華四

計出緒纏十萬餘資、」と言ひ、文苑英華四

二九、武宗の會昌五年正月三日の南郊赦文に

富寺・私置質庫・樓店、與人爭利

と言ひ、宋になつてこれを長生庫と云ひそれが財を長生錢と云つた。南宋陸游の老學庵筆記卷六には今僧寺輒作庫、質錢取利。謂之長生庫。

と云ひ、臺州金石錄七、宋寶藏巖長明鎧碑には

本院諸殿堂、雖殿主執幹 尚闕長明燈 遂募衆緣、得錢參拾參貫、入長生庫、置燈油司逐年存本。

所轉利息買油、殿主殿堂燈外別置琉璃明燈。仰庫子逐月將簿書訪方丈知事簽押

とて、衆縁により三十三貫を得て長生庫に入れ、これを基金としてそれが利を求める、それによつて油を求め、長明燈を置くことを得たが、これが管理は庫子によつてなされたと云ひ、宋の釋氏要覽には「長生錢」の項目を設けてこれを解説し、更に元の盛熙明の補陀洛迦山傳には

淳祐八年（宋理宗）戊申制師顏頤仲、禱雨有應施錢二萬、米五十石、置長生庫接待

とて、補陀山寺に長生庫ありしことを述べて居る。以上は寺院に長生庫なる無盡が設けられて居た例であるが、又これを解庫とも稱せられた。宋の吳會の能改齋漫錄卷二に

江北人謂以物質錢爲解庫、江南人謂爲質庫

（註<sup>4</sup>）と述べ、更に解庫の中間に典の字を入れて解典庫とも稱したことは山東省靈嚴寺に存する大元國師法旨碑文<sup>(註5)</sup>の寺產列記中に「解典庫」の名が見えて居る。更に進んで單に「庫」の文字によつて無盡即ち質庫、長生庫など、同意義を示す場合もあつた。前四節に述べたる長沙寺の寺庫、北齊文宣王の僧稠の爲に設けられたる「庫」は明かにこれで、更に他に例證を求むるならば、圓仁の入唐求法巡禮行記<sup>(註6)</sup>卷一開成四年正月十八日の條下に

又大官軍中並寺裏僧、並以今日、咸皆揀米、不限日數、從州運米、分付諸寺、隨衆多少、斛數不定、十斛廿斛耳、寺庫領受

と云ひ、同書卷三開成五年五月十七日の條下に五台山の寺を記し

因此每年勅使送百領袈裟、表賜山僧、每年勅使別勅送香花、寶蓋、真珠幡蓋、珮玉、寶珠、七寶寶冠、金鏤香爐、大小明鏡、花毯、白氈、珍假花菓等。積漸已多。堂裏鋪列、不盡之。餘者惣在庫。貯積見在、自餘諸道州官私施主。每年送者不可勝數。

とて朝廷及び諸道州よりの布施を庫に入れて居ると云ひ、續高僧傳卷二九の德美傳に  
庫先無貯物、出散之晨及設大會、七衆俱集施物山積、新舊咸充。

と云ひ、又同書卷二九釋慧胄傳に京師清禪寺の寺產列記の内に「倉廩」及び「庫藏」の名が見え、圓仁の入唐求法巡禮行記卷二によれば、五臺山竹林寺、大花嚴寺には「庫院」ありしことを述べ、更に成

（註<sup>7</sup>）と云ひ、又同書卷二九釋慧胄傳に京師清禪寺の寺產列記の内に「倉廩」及び「庫藏」の名が見え、圓仁の入唐求法巡禮行記卷二によれば、五臺山竹林寺、大花嚴寺には「庫院」ありしことを述べ、更に成

尋の參天台五臺山記卷二七月二十四日(宋熙寧五年)の條下 同じく閏七月一日の條下及び、同月二十五日の條下に「庫院」なる文字が見えるが、これら倉廩、庫藏、庫院は何れも皆、無盡たる質庫を意味して居るのではあるまいか。又前述の入唐求法巡禮行記の諸處に散見する「庫頭」<sup>(註10)</sup>なる文字も亦質庫と關係あるものであるまいか。更に注意すべきは「庫司」「寺庫司」「庫子」なる名稱である。入唐求法巡禮行記卷一承和五年八月廿四日の條に「庫司令端」と見え、廿六日の條には

喚寺庫司令端、問寺僧數、都有一百僧、卽沙金小二兩充設供辦、留學僧亦出二兩、惣計小四兩、以送寺銜、網維監寺僧等共集一處、秤定大一兩二分半、登時得寺家報稱、須具金數、更報官取處分、可設空飯者、沙金小四兩

と云ひ、同十一月廿四日の條に

衆僧齋時 有庫司僧二人 辨備諸事

と云ひ、同じく六年正月十八日の條に

凡此唐國 有僧錄、僧正、監等三種色(中略)自外方有三綱並庫司、

と云ひ、參天臺五臺山記卷二六月六日(熙寧五年)の條に、「西山鴻實庫主」<sup>(註11)</sup>と見え、七月卅日の條に、「文皓庫主」<sup>(註12)</sup>と見え、七月十九日の條に、「處規庫主」<sup>(註13)</sup>と見え、又卷八の四月二日(熙寧六年)の條には

祇侯庫々子三人、車入絹三十疋、錢六十貫來、成尋絹十疋錢三十貫、聖秀長命、各絹十疋錢十貫  
通事陳詠十貫也、與庫子錢九百文、三人各三百文、三僧各三也

と言ひ、更に廬山の東林寺に現存する東林寺普通塔碑文には（床の元豐七年建立）、「庫主僧祖□」、な  
る文字が見える。以上列舉した、庫司、寺庫司、庫子、庫主は如何なる意味であらうか。前に挙げ  
たる庫院を司る僧でなからうか、前掲の臺州金臺錄に見ゆる庫子は明らかに長生庫を監理する寺官  
であるからして、庫司と言ふも庫主と言ふも、庫子と同じ寺官であるまいか。併しこゝに考ふべき  
は庫院、庫頭、庫主、庫司などと連關して常に齋とか供養とか喫茶(註15)とかの文字の見ゆることである  
が、何かこれに關係した事をも取扱つて居たのであらうか。これに關して更によき史料を得て考究  
して見度い。

尙庫と云ふ文字を以て、長生庫を現はしたと思はれる例を近代寺志等に見出す。天童寺志卷九寺  
產の項に莊田を列舉して、これに續いて角東戒願庫、五鄉庫、欄路庫ありしことを述べ、淨慈寺志  
卷三淨居坊の條に

建二庫以儲歷代王臣所施、十方常住資財、

と見え、崇山少林寺の息菴禪師行實之碑（元の至元元年建立）(註16)には息菴少林寺に入りてより「倉  
稟之蓄、十倍於常」などゝ述べてゐるのは恐らく質庫たる無盡の形式を備へたるものと解して大差

はからう、日本に於いても無盡は倉、庫、或は無盡錢土藏などゝ呼ばれて居た。併し庫の文字が時代に於いて、或はその用例に於いて單なる倉庫の意味に用ひられたであらうからして、庫を以て直ちに何時でも質庫を示すものと解することは出來ない。

次に邸店と云ふ文字を注意して見ねばならぬ唐代の貴族富豪寺院は財産として莊田、礲礮、などと共に邸店、店舗、車坊など所有してゐた。<sup>(註18)</sup>この中邸店なる文字であるが、邸は日本に於ける中世の邸家、津屋となつたものと同じく後世の問屋をなすもので、これには旅宿、倉庫、賣舍などの意味を有してゐる。<sup>(註19)</sup>新村博士は更に不空羈索經十二、瑜伽師地論卷二等を引用してこれを説明し、言語學上より日本の問屋の邸より來ることを説明されてゐる。<sup>(註20)</sup>

邸は明かに問屋であるが、店は賣舍の義或は旅宿の意もあるからして、邸店となつてもそこに旅宿、賣舍、倉庫の義を有して居るが、倉庫とは今日の倉庫業の意味で、これが恐らく倉庫業の起源であらうが、その場合に質庫との關係はどうであつたか、何かそこに一脈の連絡がある様にも思はれる。

尙又加藤博士の研究によれば、唐宋時代に金錢を保管料付きにて預る櫃坊なるものが設けられ、或は金銀舗、金銀交換舗などの下に、兩換が行はれ、又今日の錢莊、錢舗などの銀行業の要素をなすものが行はれて居たからして、寺院に於いても亦以上の事業が、無盡と共に、或は獨立の業として經營されたことではなからうか、何らの史料も得ざる爲これを斷言することは出來ないが當時の

寺院として充分の可能性を認め得る。

註<sup>1</sup> 宋高僧卷五に、「兼假貸大平寺中錢及油麪、于今未脫」

註<sup>2</sup> 稲葉博士「寺院經濟資料と長生標」參照東亞經濟研究第十五周年記念號

註<sup>3</sup> 釋氏要覽に「寺院長生錢、律云無盡財、蓋子母展轉無盡故」云々とて律文を引用せること前二節「無盡藏の語源」に述べたり

註<sup>4</sup> 加藤博士「唐宋權坊考」參照、東洋學報第十二卷四號

註<sup>5</sup> 常盤、關根兩博士編「支那佛教史蹟詳解」卷一所載による。尙寺本婉雅教授の「大元國師靈巖寺藏漢譯對照碑文に就いて」宗敎研究新八卷二號參照

註<sup>6</sup> 大日本佛教全書所載による。

註<sup>7</sup> 繢高僧傳卷二九に、「後(悲胃)住京邑清禪寺、草創基構並用相委、四十餘年初不告倦、故使九級浮空、重廊遠攝、堂殿院宇衆事圓成、所以竹樹森繁、園圃周遶、水陸莊田、倉廩、礮磑、庫藏、盈滿。莫匪由焉、京師殷有無過此寺。」

註<sup>8</sup> 開成五年五月二日の下に、「竹林寺有六院、律院、庫院、花嚴院、法花院、閣院、佛殿院」。同じく五月「十六日早朝、出竹林寺、尋谷東行十里、到大花嚴寺、入庫院住。」

註<sup>9</sup>廿四日庚天晴。庫院齋不知誰人所儲。一日未雨下、無別房齋、庫院齋丁寧也。廿五日辛未天晴、於庫院寺主齋。

註<sup>10</sup> 卷一(承和五年九月)「一日監寺僧方起等於庫頭設空飯」。十一月廿四日の下に、

(上略)「讀齋文、僧并監寺綱維、及施主僧等十餘人、出食堂至庫頭齋。亦於庫頭、別爲南岳天台等和尚備儲供養。衆僧齋時、有庫司僧二人、辨備諸事。」(開成四年)「閏正月三日、當寺慶僧正入寺、屬諸寺老宿於庫頭空茶空飯。」卷二の開成四年九月「廿八日、始當院收蔓菁蘿蔔、院中上座等、盡出揀棄。如庫頭無菜時、院中僧等、不論老少盡出擔柴去。」開成五年三月に、「四日國忌、便君判官錄事縣司等、惣入開元寺行香、便君判官等、庫頭喫茶、喚求法僧等賜茶問本國風俗。」同じく三月に「五日使若所施米麵、於庫頭設供」などである。以上の例に示すが如く庫頭の文字の出で来る所必ず、齋と

か、粥とか、設供とか、空茶空飯とか、喫茶とか云ふ文字が出て来る所からして、食堂に關係して居るかとも見られるが、十一月廿四日の文によつて食堂に非ざることが明かにされる、併し賓客はこゝに於いて接待した様である。

註11 六日甲辰時、溫州開元寺僧守則來云（中略）已時西山鴻實庫主來請、卽行向、陳一郎、善久、長明、爲共人。拜懺堂佛

見房々庫主房世事具足。不可思議、五百人儲具皆以具足者、以種々珍果珍膳等饗、有客人赤城老僧共喫。有美麗行者二人。名本謙藥之。午時於堂庫院寺饗。陳一郎予、并二人僧共喫、七時行法了。

註12 卅日丙天晴、文皓庫主齋。有水國炙夫二種菓、其外種々菓子多々也。

註13 十九日乙辰時 處規庫主粥。

註14 常盤博士編「支那佛教史蹟詳解」卷二所載による。

註15 註9 註10 參照。

註16 同上所載による。

註17 一緒言註3 參照。

註18 隋書卷四八楊素傳に、「邸店、水磧井田宅以千百數」と言ひ、舊唐書卷九玄宗本紀下に、「開元二十九年正月、乙丑制（中略）禁九品已下清貢官、置客舍、邸店、車坊（下略）」。冊府元龜四九一順宗卽位の赦文に

「其莊宅使、從興元元年至貞元二十年十月三十日以前、畿内及諸州府莊宅、店舗、車坊、園、磧零地等、所有百姓及諸色人、應缺租課斛斗、見錢絕絲草等、共五十二萬餘、並放免」と云ひ、金石萃編百十三重修大像寺記に寺產を擧げて「東市善和坊、店舍六間半」と云ひ、文苑英華卷四二九武帝の南郊の赦文に、「富寺邸店多處云々」と云ひ其他唐津疏義十一、唐大詔令卷二、舊唐書一五等に見えるところである。これに就いては加藤博士の「内莊宅使考」東洋學報十卷二號、「車坊に就いて」同上十五卷一號など參照。

註19 河瀨蘇北著「日本商人五百年史」二三九一一四二

註20 新村博士の「邸の字音と問の語源」狩野教授  
還暦記念 支那學論叢所載

註21 「唐宋權坊考」 東洋學報十二卷四號

## 六 金錢貸借の様式

唐代に於いて金錢の貸借にはそれが保證として保人の制度が設けられ、擔保として又質の制度が設けられ、典物によつて不動產質、動產質、人質などがあつた。保人とは保證人であるが、これは近代的連帶責任の保證人ではなく、只債務者の逃亡の不安を除く保證法である。當時債務に苦しめる人々が多く他郷に流亡して、これを遁れる人の多きが故にこれが不安なきことを債權者に保證することであつた。<sup>(註1)</sup> 次に質制度の不動產質とは、即ち擔保の目的物が土地、家屋、礮砲などの場合である。この不動產質には債權者が質入された不動産を占有して、それより得る全收益を得る占有質と、擔保物たる不動產の占有は決して債權者に歸せず依然として債務者に屬し、従つてその使用權、收益權も債權者に屬せずして、債務者の有となつてゐる所の無占有質との二通りの區分がある。<sup>(註2)</sup> 前者にあつては使用權收益權は債權者にあつたが故に、別に利息を取ることなく、これが收益を以て利息に充てた。それに反して後者は利息を拂はねばならなかつた。<sup>(註3)</sup> 次に動產質であるが、これは衣服什器家畜等を質入して金錢を借りるもので、明かに占有質である。不動產の占有質と異なるところは、不動產質にあつては債務者の債務不履行の場合と雖も、典物を所有することも、又賣却して債務を辨済することも許されなかつた永久にその所有權は、賣却せざる限りに於いて債務者にあつた<sup>(註4)</sup>

これに反して動産質は債務不履行の場合はこれが質物を所有し、自由に賣却して辨済し得ることは、今日の質と同様であつた。(註5)寺院に於ける、無盡藏、或は質庫、長生庫、解典庫などの如きは、この動産質を主として取扱ふものであつた。これは主としてであつて、動産質以外に不動産質も行はれたであらうことは想像に難くない。而して今これが質物に對する利息はどれ程であつたか。貴族富豪が高利を負つて下層社會を苦しめて居たことは唐の中葉以後特に著しいものであつた。故に屢々それが制限令を下してこれを止むる所があつた。大唐六典卷三に

凡質舉之利、收子不得踰五分、出息債過其倍、若回利充本、官不理

とて月利五分以上徵收すること、利子が元金の倍となること、利子を回して元金となすことなど、これを嚴重に禁止して居る。更に又唐會要卷八十八雜錄の開元十六年二月十六日の詔に  
比來公私舉放、取利頗深 有損貧下、事須釐革、自今已後天下負舉、祇宜四分收利、官本五分取利

とあるが、質舉の高利を以て、貧窮の人々を苦しめて居たことを知る。よつてその利を四分或は五分と制限したのであつたがどこ迄徹底したか頗る疑問で後も屢々制限令の出て居るより見れば矢張徹底せずに終つたものであらう。西域出土の古文書によれば

大曆十六年廿日、楊三娘、爲要錢用 遂於藥方邑 舉錢壹仟文、毎月納貳佰文 計六箇月本

## 利並納

とあるから、一千文に對して毎月二百文づゝ返還して六ヶ月で元利共終る様な方法であつて、利率は年六割五分以上になる譯で、前掲の月利五分即ち年利六割よりも高率になつて居る。更に高利を求むるならば刑統卷二十六雜令の開元二十五年の令に出る毎月六分即ち年利七割二分である。(註7) その暴利の程が偲ばれる。されど寺院に於ける質業は、その性質上社會救濟事業にして、全く佛教の福田思想の結果なるが故に低利にして且つ簡便でなければならぬ。化度寺の無盡藏院が他の質庫よりも低利にしてこの趣意に合して居たことは前に述べた如く、その貸借に何等の證文もなく從つて保證人の如きは勿論なく、期限來れば返還すると云ふ至極理想的な社會救濟事業であつた。されば遙か遠く燕、涼、趙、蜀の諸地方からもこれが融通を求めて來ると言ふが如き盛況であつた。(註8) これこそ寺院に於ける無盡設置の意義を完ふするものであるが併しこれが何時迄續いたか、甚だ心細いと言はねばならぬ。化度寺無盡藏の斐玄智の如き犯罪はその一例を示すもので、當時の教團が全く貴族富豪と化し、大地主となり、一般彼等貴族階級と共に、如何に蓄財に奔走し、以て細民の膏血を絞つたことであらうか。餘りに穿ち過ぎたる想像説かも知れぬが、唐代佛教寺院の經濟生活僧侶の素質、などに考へ及ぶ時、こは當然の事と思はれる。徭役を免れんとして堂宇の蔭に身を潛むる偽僧、蓄財の目的を以て名を僧に借る假面の私度僧、彼等偽濫の僧尼の如何に多かりしことか、文宗の

時、天下の僧尼を調査せしめたる時に私度僧驚く勿れ、七十萬と言ふ。<sup>(註9)</sup> 僧尼の素質が如何に低下し、如何に俗氣紛々として唾棄すべき状態であつたか、此等偽濫の僧尼によつて若しも質庫が行はれたとしたら、そこに如何なる場面が展開され得ることであらうか、最初の目的たる慈善事業は全く一變して、純然たる營利事業と化してしまつたことはこゝに論する迄もない。日本靈異記の「閻羅王使鬼得所召人之賂以免縁廿四」には人々が寺の出舉錢を借るゝことによつて、閻羅王の召を免れる功德あることを述べ、更に同書の「貸用寺息利酒不償死、作牛役之償債緣卅三」には、寺の酒を借りて不償して死し、後に牛となりて役してこれを償ふとて、寺の債務を償はざるの罪を述べて居るかく人々の信仰に結び付けて寺院出舉を有利に導いたものであらうが、支那に於いても亦かくの如く、佛典に依據し、無知なる信仰を利用して巧にその心を捉へ、以て一般の質庫よりもよりよき成績を擧げんと努力したであらう事が想像される。

かくして一般庶民階級は高利に苦しみながらも、貪婪飽くことなき人々を怨み乍らも、一時の便利のため、これを利用し、遂には己が田地、家屋等も失ひて、他國に流亡するの止むなきに至つた人も多かつたことであらう。このことに對しては何れ又稿を改めて「寺田に就いて」の題下に論ずるであらう。

註1 中田博士「我古法に於ける保證及連帶債務」 國家學會雜誌三九卷三號。仁井田陞氏「唐宋時代に於ける債務の擔保」史學

雜誌四二編十號參照。

註<sup>2</sup> 加藤博士「唐代に於ける不動產質」東洋學報十二卷一號。參照。

註<sup>3</sup> 前掲仁井田氏論文參照。

註<sup>4</sup> それが好箇の例として、唐會要卷四五に、「元和四年三月、上覽貞觀故事、嘉魏徵諫諍匪躬、詔令京兆尹、訪其子孫及故居、則質賣數姓、折分九家、上愍上、出內庫錢二百萬緡贖之、以賜其孫善馮等、禁其質賣。」と魏徵の子孫が宅を典賣し、それが次第に轉々と他人に質賣されたが憲宗はこれを愍み二百萬緡を以てこれを收贖して魏徵の子孫善馮等に賜つた。

註<sup>5</sup> 仁井田氏(註<sup>1</sup>)の論文八五頁スタン發見の文書中に債務者が元金五百文の擔保として梳其他を質し、若し贖ばぬ場合はこれが質物を處分すること契約してゐる。

註<sup>6</sup> 西域考古圖譜史料十一、仁井田氏前掲論文を参考す。

註<sup>7</sup> 「又條諸公私(中略)毎月取利、不得過六分積日雖多、不得過一倍」と、仁井田、牧野兩氏の「故唐律疏議製作年代考」東方學報(東京)一卷參照。

註<sup>8</sup> 三節參照。

註<sup>9</sup> 僧史略に、「文宗大和四年正月、祠部請天下僧尼、冒名非正度者、具名申省、各給省牒、以憑入籍、時入申名者計七十萬

## 結語

以上簡單ながら無盡に就いて述べたが支那の寺院が佛教思想本來の目的より庶民救濟の一助として、無盡質庫を設置しそれが寺産を融通して以て社會事業に資し、一方これによつてそれが寺産の膨脹を計つた。特に三階教徒の出現によつてこの事業は急速の進歩を示したかの様に思はれる。こ

れが後には遂に營利事業化され、高利貸と化して一般民衆の怨嗟の下に置かれたとは言へ、これが機關は庶民階級に取つて最も必要なる金融機關として、永く存續した。かくして支那寺院に於ける無盡は質庫、寺庫、解典庫、解庫、長生庫、庫、或は時には邸店、邸閣、若しくは倉庫なる名の下に近代に迄發展を遂げ、遂に今日の無盡營業會社の成立となつて表はるゝに至つた。

かくして無盡は寺田に次いで寺屋の有力なる地位を占むるものであつたことを忘れてはならぬ。